

「40年原則」を守れ！ 運転期間は「利用政策」ではなく「安全規制」の核心

60年超え運転等の法案を廃案に追い込もう

国内で最も古い高浜1号(48年)・高浜2号(47年)の6・7月の再稼働を止めよう！

◆原子炉等規制法等の法案改悪：2月21日の閣議決定は先送りに

GX (グリーン転換) を巡るこの間の主な経緯

政府は昨年12月に原発60年超えの運転等を認める「GX実現に向けた基本方針案」をまとめ、多くの反対にも関わらず2月10日に閣議決定を強行した。その後、関連法案を2月21日に閣議決定し、国会に提出する予定だった。

しかし、21日の閣議決定は先送りとなり、政府の思惑通りには進んでいない。首相は2月17日に「国民の不安払拭のため、国会審議でしっかり説明できる準備をした上で、法案を閣議決定すべき」と経産相と環境相に指示せざるを得なかった。

これらの背景には、表で示しているように、市

12月22日	GX実行会議 第5回	原発推進の「GX実現に向けた基本方針(案)」まとめる
12月22日 ～約1か月	規制委など	パブコム開始。規制委(12/22～1/20)、GX実行会議(12/23～1/22)、原子力委員会(12/23～1/23)
1月19日～ 3月1日	経産省	「GX実現に向けた基本方針」についての全国説明・意見交換会を始める。全国でわずか10箇所
1月24日	内閣	・「GX脱炭素電源法案」の概要をまとめる ・法案は、電気事業法と原子炉等規制法等を一本化した「束ね法案」として2月下旬に国会提出予定
2月3日	大阪・GX意見交換会	6時間半にわたり、参加者一丸となってGX撤回を求める
2月8日	規制委	・パブコム結果報告 2,167件 ・石渡委員が60年超え運転等に反対を表明。継続議論
2月9日	市民	「40年原則守れ」署名提出・政府交渉 署名75,214筆を提出。前回分と合わせ78,877筆提出
2月10日	内閣	GX基本方針を閣議決定。パブコム結果 3,966件
2月13日	規制委 臨時会議	石渡委員が反対のまま、多数決で60年超え運転等を認める
2月15日	規制委	「高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チーム」の設置を決める
2月15日	国会・予算委員会	枝野議員の質問に対し、首相は「60年制限は安全性の観点から設けられた」と答弁
2月17日	首相	「国民の不安払拭のため、国会審議でしっかり説明できる準備をした上で、法案を閣議決定すべき」と首相が経産相と環境相に指示。環境相が規制庁長官に伝える
2月20日	原子力委員会	パブコム結果 2,036件
2月21日	内閣	法案の閣議決定を先送り
2月22日	規制委	第1回「検討チーム」開催。国民向けの説明については具体策示せず。今後1か月程で作成予定

目次

- ▼60年超え運転等の法案は廃案に・・・p1
- ▼40年原則を炉規法から撤廃する根拠なし(投稿)・・・p4
- ▼大阪での「意見交換会」報告・・・p6
- ▼高浜4号自動停止・・・p7
- ▼GXはバックエンドの矛盾を高める・・・p8
- ▼2/8 玄海裁判の報告(投稿)・・・p10
- ▼2/21 進行協議の報告・・・p11
- ▼GX閣議決定への抗議声明(避難関西)・・・p12
- ▼パブコム 甲状腺モニタリング・・・p13
- ▼六ヶ所再処理工場・廃液の海洋放出・・・p16

民の 78,000 筆以上の「40 年原則を守れ」署名、数千のパブコメでの反対意見、経産省が実施した大阪での「意見交換会」での 6 時間半に及ぶ反対意見（6 頁）等々、全国の市民の強い反対がある。

さらに、反対意見多数のパブコメが紹介された 2 月 8 日の原子力規制委員会では、石渡明委員が、60 年超えの運転や、原子炉等規制法から運転期間の定めを削除する等の改悪に強い反対を表明した。規制委員会は継続審議としたが、2 月 13 日の臨時委員会で多数決で押し切り、60 年超え運転を認め、経産省等の原発推進側に加担した。しかしその後、国会でも野党議員から原発推進の G X 方針への批判が続き、首相は早期の閣議決定、法案提出を断念せざるを得なくなった。

2 月 22 日の「第 1 回高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チーム」では、今後の規制の内容の検討等に加え、「新制度の分かりやすい説明」についても議論になった。しかし、具体的な方策は決まらず、1 か月を目途に規制庁が案を出すことになった。これは、首相のいう「国民の不安払拭のため、国会審議でしっかり説明できる準備」と関係していると思われる。その意味では、法案提出までにはまだ時間がかかる。

法案は、電気事業法（経産省）と原子炉等規制法（規制委員会）、再エネ特措法、使用済み核燃料再処理法、原子力基本法の改定案を一本化して、姑息にも「束ね法案」として提出しようとしている。現行の「40 年原則」をなきものとし、審査等で停止していた期間を運転期間から除外し、60 年超えの運転を認めるものだ。国会の内外で、各地で反対の声を一層強め、法案を廃案に追い込もう。

◆運転期間の「40 年原則」の持つ意味：

運転期間の定めは「利用政策」ではなく「安全規制」の核心 ◆

この間の規制委員会での議論等で、「40 年原則」の重要性が改めて明らかになった。未曾有の福島原発事故の経験から、推進側から独立した原子力規制委員会が設置された。原子炉等規制法では、「運転期間の定め」として「40 年、例外的に 1 回に限り 20 年の延長」が定められた。規制委の山中委員長は、「運転期間は利用政策の判断で、規制委が口をはさむものではない」と繰り返し、60 年超え運転を推進する経産省に積極的に加担してきた。しかし、「運転期間の定め」は、規制委が所掌する原子炉等規制法で定められたものであり、利用政策ではなく安全規制の重要な項目だ。山中委員長は意図的にこれを覆い隠している。金科玉条のように持ち出す「令和 2 年の見解」について、石渡委員は「当時の議事録を確認したが、利用政策だとの趣旨の発言はない、どなたか発言しましたか」と問い、他の委員は誰も答えることはできなかった（4 頁）。

また、原発の設計寿命が約 40 年だということは、議員の質問主意書に対する政府答弁書でも明らかになっている。原子炉容器の中性子照射による脆化等の安全の観点から決められたものだ。

さらに、2 月 22 日の「検討チーム」で石渡委員は、米国で 80 年運転のライセンスを取得した 6 基の原発の内、4 基が取り消しとなっていることに触れ、これは機器の劣化評価だけでなく、自然環境の変化等を考慮したもので、このような新しい観点も含むべきだと発言した。

経産省等は、米国では 80 年運転が認められていると強調してきたが、実際は上記のとおりで、原子力委員会の令和 3 年度の「原子力白書」資料編 269 頁でも取り消しについて記している。例えば、ターキーポイント原発 1・2 号機は、気候危機の影響で、海面上昇や台風による高潮、洪水等の危険から、80 年ライセンスは取り消しとなった。

日本の原発の場合、このような自然環境の激変を考慮した規制の枠組みはなく、また大雪や洪水で避難できない現実も踏まえて検討される必要がある。

◆国内で最も古い高浜原発 1・2 号の再稼働を止めよう

老朽原発の再稼働で先頭を行くのが関電だ。美浜 3 号に続き、国内で最も古い高浜 1 号（運転開始から 48 年）、高浜 2 号（同 47 年）の再稼働（送電）を 6・7 月に狙っている。しかし、老朽原発高浜 1・2 号は、下記のように安全性に大きな問題がある。再稼働を止めていこう。

- ①高浜 1・2 号の基準地震動は 700 ガルだが、2020 年大阪地裁判決が認めたように、地震規模の「ばらつき」を考慮すれば、1.5 倍の 1,100 ガルとなる。このように大きな地震が襲えば建屋や機器の耐震安全性は成り立たなくなる。
- ②原子炉容器は中性子照射により脆^{もろ}くなっていくが、高浜 1 号はこの脆くなる温度（脆性遷移温度）が高い。建設時の 0°C が 99°C にも上がり、事故時に ECCS の水（約 30°C）が注入され急に冷やされると、原子炉容器内の表面が収縮し、小さな傷がきっかけになって容器が割れる危険性がある。高浜 1 号の脆性遷移温度は、廃炉が決まった玄海 1 号より高く、国内で最高となっており危険だ。
- ③電気ケーブルの劣化については、国は絶縁性能低下について具体的な審査基準も持たず、関電の「106 年大丈夫」という評価をそのまま追認している。しかし他方で、規制委員会が 2019 年に公表したケーブルの絶縁低下の実験では、蒸気暴露の雰囲気下では、実験直後に電気抵抗が百万分の 1 から 1 千万分の 1 に急低下している。このような新知見を規制に反映するべきだが、取り入れることもしていない（美浜の会ニュース 179 号参照）。

さらに、関電の原発では事故が頻発している。度重なる蒸気発生器細管の損傷に加え、1 月 30 日には高浜 4 号で運転中の原子炉が自動停止した。制御棒駆動装置に送る電流の制御等に問題があるようだが、いまだ原因は特定されていない。関電は、高浜 3 号（38 年）・高浜 4 号（37 年）も 40 年超え運転に向けて申請を準備している。しかし、福井県知事は自動停止の原因究明が先だと述べている。

また関電は、前代未聞の金品受領をはじめ、大規模な顧客情報の不正閲覧も明らかになっている。コンプライアンス意識など全くない。こんな関電に、危険な原発の運転などもってのほかだ。

◆むつ市「中間貯蔵施設」にも、福井県内の乾式貯蔵施設にも反対し、老朽炉を止めていこう

政府は六ヶ所再処理工場の推進等を謳うが、竣工の実質的な目途はなく、「核燃料サイクル」政策は既に破綻している。原発の使用済燃料プールはどこも満杯に近づいており、関電の原発の場合は 5～7 年で一杯となり、燃料取替はできず運転できなくなる。

そのため関電は、福井県に対して今年 12 月までに県外での「中間貯蔵施設」の候補地を示すと約束し、それができなければ、美浜 3、高浜 1・2 号の運転を停止すると表明している。関電や電事連は、むつ市の「中間貯蔵施設」の共用化を狙っている。しかし、六ヶ所再処理工場が動かなければむつ市に使用済燃料を搬入することはできない。福井県内では原発敷地内での乾式貯蔵の案がくすぶり続けている。むつ市の「中間貯蔵施設」にも原発敷地内での乾式貯蔵にも反対し、老朽原発の運転を止めていこう（8 頁）。

福島原発事故から 12 年になる。わずか 12 年で事故の教訓から導かれた運転期間の「40 年原則」を捨て去ることは許されない。全国の運動が力を合わせ、60 年超えの老朽原発運転等の法案を廃案に追い込んでいこう。